

# 射水市 不妊治療費助成制度について

射水市では、不妊治療を受けているご夫婦に対し **1年度あたり10万円を限度**に治療費を助成します。（所得制限はありません。）

## 制度について

◆対象者◆ 下記についてすべて該当する夫婦

- ① 配偶者と婚姻の届出をしている（原則、法律婚を対象としますが、事実婚関係にある方も対象とします）
- ② 治療時および申請受付日において射水市に住所を有している  
（ただし、勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合も対象とします。）
- ③ 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- ④ 夫婦の属する世帯において市税（※1）の滞納がない  
（※1 市税…市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）
- ⑤ **特定不妊治療（体外受精、顕微授精）**：治療開始日に妻の年齢が43歳未満の方  
**一般不妊治療（特定不妊治療を除く不妊治療）**：診療日において妻の年齢が43歳未満の方

◆対象となる不妊治療◆

### 保険診療で受けた不妊治療

特定不妊治療、タイミング法、人工授精、男性不妊治療、そのための検査など  
ただし、回数制限で保険診療とならなかった治療については本助成の対象とします。

助成の対象外：保険診療以外の治療（回数制限により保険診療以外の治療となった特定不妊治療を除く）、入院時の食事代、文書料や個室料などの不妊治療に直接関係のない費用

◆助成限度額◆ 夫婦1組に対して1年度あたり10万円  
治療費から高額療養費等差し引いた額を助成します。

◆申請期限◆

特定不妊治療：1回の治療終了日から1年以内

一般不妊治療：診療日から1年以内

・1か月の治療費が高額になった場合、保険者（協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等）の高額療養費・付加給付の支給を受けてから市に申請してください。該当の有無は保険者にご確認ください。

・富山県特定不妊治療費助成事業の対象となる場合、必ず、富山県の助成決定を受けてから市に申請してください。

・申請は助成限度額に達するまで何回でもできますので、治療の区切り毎に速やかに申請をしてください。

## ◆必要書類◆

- ①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書  
…申請者が記載してください。記載例をご覧ください。
- ②不妊治療費助成事業受診証明書  
…医療機関へ記載を依頼してください。文書料が必要となる場合がありますので医療機関へご確認ください。院外処方分は薬局へ記載を依頼してください。
- ③領収書の原本（受診証明書に記載されている分）  
…原本は決定通知と共に郵送でお返しします。
- ④夫婦の保険証の写し
- ⑤通帳のコピー（名義と口座番号が記載されているページ）  
…新規申請または以前と違う口座の場合に必要です。
- ⑥戸籍謄本（夫婦が記載されているものであれば抄本でも可）  
…夫婦の住所が異なる場合にのみ必要です。
- ⑦高額療養費等の医療保険給付金等がある場合は、その金額が確認できる書類の写しや  
限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は限度額適用認定証の写し
- ⑧事実婚関係に関する申立書  
…事実婚関係にある場合に必要です。
- ⑨県の助成決定通知の写し  
…富山県特定不妊治療費助成事業の対象となる場合

①、②、⑧の書類は射水市 HP からダウンロードできます。  
申請前に申請書類のチェックリストを確認してください。

## ◆申請方法◆

必要書類を下記窓口へ提出または郵送してください。

- ・射水市保健センター すこやか保健係：射水市中村 38 番地 TEL52-7070

## ◆助成金の交付◆ 口座振込（申請受付日の翌月末頃）

### ◆問合せ先◆



〒939-0241 富山県射水市中村 38 番地

射水市保健センター すこやか保健係 TEL 0766-52-7070



問1：いつ申請すればいいですか？

答：《特定不妊治療（体外受精、顕微授精）》

申請は、1回の治療が終了してから、1年以内となっていますが、速やかに市に申請してください。

《一般不妊治療》

検査・治療を受けた後で1年以内に申請してください。申請のタイミングとしては次のような時期等が考えられます。

- ある程度の治療が終了した時期
- 医療費の自己負担額が高額療養費や付加給付（保険者が独自で行っている給付）等を差し引いて10万円を超えた時期
- 検査や治療が終了し、以後治療の予定がない場合

**※ 申請期限がありますので、確認し、速やかに申請をしてください。**

問2：1か月（同じ月の1日～末日）の支払額が高額になりましたが、助成金額はどうなりますか？

答：高額療養費や付加給付の対象になる可能性があります。1か月の限度額等を保険者に確認していただき、高額療養費等に該当する場合、高額療養費等を支給された後にその支給額がわかる書類を添付して、申請をしてください。また、医療機関に限度額適用認定証を提示された場合、限度額適用認定証を確認させてください。

《申請について》

特定不妊治療の申請期間は「1回の治療が終了した日」から1年以内となります。一般不妊治療の申請期間は「診療日」から1年以内となります。

《助成金額について》

助成金の限度額は1年度あたりすべての治療で合わせて10万円までです。

問3：1年間に何回まで申請できますか？

答：申請回数の制限はありません。申請有効期間内であれば、限度額に到達するまで何回でも申請することができます。

問4：令和6年度中、すでに8万円助成を受けました。令和6年度中で今後、市の助成は受けられますか？

答：1年度内の助成金の限度額は、10万円となっていますので、令和6年度中、2万円助成します。

問5：射水市に転入する前から治療をしているのですが、助成してもらえますか？

答：いいえ。射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成の対象となります。転入前の治療については助成することはできません。

問6：射水市から今度転出します。転出前までの治療は、対象になりますか？

答：対象にはなりますが、射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成し、射水市に住所を有する時期に申請をすることとなります。転出後の治療や転出後の申請については助成することはできません。

問7：単身赴任のため夫婦の住所が違いますが、助成してもらえますか？

答：はい。勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合は、同一治療期間において他市町村の助成を受けていなければ対象とします。

問8：不妊治療用の薬を病院外の薬局でもらっています。対象となりますか？

答：対象となります。薬局でも、受診証明書を記入してもらい、領収書と一緒に提出ください。

